

丸亀市土地改良区垂水支部運営規程

| | |
|----|------------------|
| 制定 | 平成 21 年 4 月 12 日 |
| 改正 | 平成 28 年 8 月 28 日 |
| 改正 | 令和 2 年 8 月 16 日 |
| 改正 | 令和 5 年 9 月 10 日 |

(目的)

第 1 条 この規程は、丸亀市土地改良区垂水支部の運営について、その円滑化を図ることを目的とする。

(名称)

第 2 条 丸亀市土地改良区垂水支部（以下「支部」という。）と称する。

(組織)

第 3 条 支部は、次にあげる者をもって組織する。

運営委員 27 名

(1 区 12 名・・上代 2 名、川原 2 名、中代 2 名、中村 2 名、西村 2 名、馬場 2 名)
(2 区 10 名・・金竹 2 名、八尺 2 名、田井 2 名、下所 2 名、行時 2 名)
(3 区・川西 5 名・・稻荷 2 名、新田 1 名、とばんじょ 1 名、剣来・松木 1 名)

(役員)

第 4 条 支部に、次の役員（運営委員の中から選任）を置く。

支部長 1 名、副支部長（運営担当）1 名、副支部長（会計担当）1 名、
庶務（運営担当）1 名、庶務（事務）1 名、会計（一般担当）1 名、
会計（工事担当）1 名、監事 2 名

(会議)

第 5 条 支部運営委員会は支部長が招集し、その議長となる。

(協議事項)

第 6 条 支部運営委員会は、次のことを協議する。

- (1) 賦課金の徴収に関すること
- (2) 土地改良事業の採択に関すること。
- (3) 土地改良事業の会計等の処理に関すること。
- (4) 丸亀市土地改良区（本部）の役員及び総代の選出に関すること。
- (5) 放流同意料、占用使用料、転用決済金等の徴収と管理に関すること。
- (6) 支部運営のための活動経費に関すること。
- (7) その他目的達成に関すること。

(賦課金)

第 7 条 支部が徴収する賦課金は、農地 10 アールあたり 700 円とする。

(放流同意料、占用使用料、転用決済金)

第87条 支部が徴収する、放流同意料、占用使用料、転用決済金の対象及び金額などについては、別表のとおりとする。

2 支部は前項のうち、放流同意料及び占用使用料の2分の1相当額を補助金として、当該水路を維持管理する地元水利組合に支出する。

附則（平成21年4月12日制定）

この規程は、支部運営委員会で協議し、その後の改廃についても支部運営委員会が行うものとする。

この規程は平成21年4月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則（平成28年8月28日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則（令和2年8月16日改正）

この規程は令和2年8月16日から施行し、改正後の丸亀市土地改良区垂水支部運営規程は令和2年4月1日から適用する。

附則（令和5年9月10日改正）

この規程は令和5年9月10日から施行し、改正後の丸亀市土地改良区垂水支部運営規程は令和5年4月1日から適用する。

別表

(1) 放流同意料

| 区分 | 対象 | 金額 | 備考 |
|---------------------|------|----------------------|----|
| 放流同意料 「浄化槽新規設置時」 | 組合員 | 5万円/戸 | |
| | 非組合員 | (7人槽未満) 10万円/戸 | |
| | | (7人槽以上) 1.5万円/1人槽 | |
| | | | |

*アパート等で集合の大型合併槽を設置する場合についても上記の1人槽当たり1.5万円を適用する。

(2) 占用使用料

| 区分 | 対象 | 金額 | 備考 |
|---------------------------------|------|-----------------|----|
| 占有使用料 「用水路上に橋・床板等 の新規設置時」 | 組合員 | 1mあたり 5,000円 | |
| | 非組合員 | 1mあたり 1万円 | |

*用水路上に橋・床版等を設置する場合、水路沿いの長さは最大8mまでとし、長さ2mを超える場合は、2mを超える毎に1mのグレーチングを設置する。

*鉄製・木製などの人力で移動可能なものは、使用料の対象としない。ただし、人力で移動できないものは除く。

*床板等を移動するときは、新規床版の長さより旧床版の長さを引き、残りのメーター数に使用料がかかる。

(3) 転用決済金

| 区分 | 対象 | 金額 | 備考 |
|------------------|----------------|----------------------------|----|
| 転用決済金 「農地転用時」 | 組合員 非組合員ともに | 1m ² あたり 50円 | |

*農地（田畠）を宅地など他の目的に転用する場合、転用決済金を徴収する。

(備考) 本件は平成29年4月1日から内規として運用されてきたが、規程の改正に伴い、令和2年4月1日から垂水支部の規程として適用する。